

子どもの権利を守る条例・こども未来プラン 相関表

＊条例を「第2章 子どもの権利」、「第3章 子どもの権利を保護するための責務」、「第4章 施策の推進」の三分野に分け、それぞれの条文が深く関連している施策に○で示した。

＊第8条第1項(市の責務)については、すべての施策が該当する。

条文の概要

横須賀市子どもの権利を守る条例

第2章 権利				第3章 責務				第4章 施策								令和7年度実施状況			
第3条	第4条	第5条	第6条	第8条				第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条					
				第2項			第3項								第4項				
				安心して生きる権利	守り、守られ・育まれる権利	個性が尊重される権利											参加する権利	貧困等による不利益への配慮	子どもの貧困対策
安心して生きる権利	守り、守られ・育まれる権利	個性が尊重される権利	参加する権利	保護者への支援（第7条）	学校等への支援（第9条）	地域への支援（第10条）	事業者への支援（第11条）	居場所の確保	遊び学び休息のできる居場所の確保	子どもへの貧困対策	子どもに関する施策の推進	虐待・体罰の防止	いじめの防止	子どもの参加	障害のある子どもへの支援	多様性の尊重	市民への周知・啓発	協働・関心・理解の周知・啓発	
いじめ・暴力・安全・安心	健康・医療・環境・支援・逃れる・相談・助け	情報・プライバシー・名誉	文芸・社会活動・意見表明・集う・情報	応じた養育・権利尊重指導（保護者責務）	支援・権利の理解尊重指導（学校等の責務）	（地域への責務）安全安心・豊かな人間性・協働	（事業者の責務）仕事・子育て両立・職場意識向上					多分野連携・当事者意見聴取・職員研修	発見・見守り声かけ・連絡・救済・人材・啓発	啓発・施策・法令・条例による解決	文芸・ホ等の保障・意思尊重・仕組み・機会・促進	尊厳・自立・社会参加・賛護・負担軽減・発達	人種・性・宗教・出身の尊重・偏見・差別ないよう理解		

子どもの権利を守る条例・こども未来プラン					相関表					第8条				第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	令和7年度実施状況					
										第2項			第3項	第4項												
										安心して生きる権利	育まれる権利	個性が尊重される権利	参加する権利	保護者への支援(第7条)	学校等への支援(第9条)	地域への支援(第10条)	事業者への支援(第11条)	居場所の確保	貧困等による不利益への配慮	子どもに関する施策の推進		虐待・体罰の防止	いじめの防止	子どもの参加	障害のある子どもへの支援	多様性の尊重
* 条例を「第2章 子どもの権利」、「第3章 子どもの権利を保護するための責務」、「第4章 施策の推進」の三分野に分け、それぞれの条文が深く関連している施策に○で示した。																										
* 第8条第1項(市の責務)については、すべての施策が該当する。																										
エ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消と多様な性の尊重																										
44	1-(2)-エ-1 中学生を対象とした啓発冊子の配布				○		○				○									○	○			◎		
45	1-(2)-エ-2 若年層向けワークショップの実施				○		○				○										○	○			◎	
46	1-(2)-エ-3 保育士等を対象とした研修会の開催				○		○				○							○		○		○	○			◎
47	1-(2)-エ-4 性的マイノリティに関する啓発(小学校、中学校等)				○		○				○									○		○	○			◎
48	1-(2)-エ-5 性的マイノリティに関する研修の実施(小学校、中学校)				○		○				○							○		○		○	○			◎
49	1-(2)-エ-6 性的マイノリティに関する研修の実施(市立学校の教職5年経験者、人権教育担当者)				○		○				○							○		○		○	○			◎
50	1-(2)-エ-7 性的マイノリティに関する研修の実施(市立学校の生徒指導担当者)				○		○				○							○		○		○	○			◎
51	1-(2)-エ-8 こどもの性に対する悩み等の相談受付				○	○					○	○											○			◎
中柱3 こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供(p75)																										
ア プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等																										
52	1-(3)-ア-1 プレコンセプションケアの推進				○												○		○						◎	
53	1-(3)-ア-2 特定妊婦等への支援				○	○					○								○							◎
54	1-(3)-ア-3 各健康福祉センター保健師による相談・支援				○	○					○								○							◎
55	1-(3)-ア-4 歯科健康診査及び歯周病検診の実施					○					○							○								◎
中柱4 こどもの貧困対策(p76~79)																										
ア 教育の支援																										
56	1-(4)-ア-1 就学援助費、奨学支援金の支給				○	○					○						○	○	○							◎
57	1-(4)-ア-2 生活保護世帯への学習支援				○	○					○							○	○	○						◎
58	1-(4)-ア-3 生活困窮世帯への学習支援(中学2年生、3年生)				○	○					○							○	○	○						◎
59	1-(4)-ア-4 児童養護施設学習支援事業の実施				○	○					○							○	○	○						◎
イ 生活の安定に資するための支援																										
60	1-(4)-イ-1 ひとり親家庭等の子育て・生活支援				○	○					○							○	○	○						◎
61	1-(4)-イ-2 こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催				○	○						○	○					○	○	○						◎
62	1-(4)-イ-3 こんにちは赤ちゃん訪問の実施				○	○					○								○	○	○					◎
63	1-(4)-イ-4 「地域の架け橋横須賀ステーション」等の活用によるこどもの自立支援				○	○	○	○					○					○	○	○						◎
64	1-(4)-イ-5 スクールソーシャルワーカーの配置				○	○					○	○						○	○	○						◎
ウ 保護者の就労支援																										
65	1-(4)-ウ-1 ひとり親家庭等の就業支援				○	○					○							○	○	○						◎
エ 様々な支援を組み合わせた経済的な支援																										
66	1-(4)-エ-1 教育・保育施設における実費徴収の補足給付				○	○					○							○		○						◎
67	1-(4)-エ-2 教育・保育施設、認可外保育施設等に関する保育料の負担軽減				○	○					○							○		○						◎
68	1-(4)-エ-3 放課後児童クラブに関する利用料の負担軽減				○	○					○							○		○						◎
69	1-(4)-エ-4 児童手当の支給				○	○					○							○		○						◎
70	1-(4)-エ-5 小児医療費の助成				○	○					○							○		○						◎
71	1-(4)-エ-6 ひとり親家庭等の養育費確保支援				○	○					○							○		○						◎
72	1-(4)-エ-7 児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付				○	○					○							○		○						◎
中柱5 障害児支援・医療的ケア児等への支援(p79~83)																										
ア 地域における支援体制の強化																										
73	1-(5)-ア-1 経過健診及びフォローアップ教室の充実					○					○							○	○			○				◎
74	1-(5)-ア-2 療育相談センターを中核とした地域における療育体制の充実					○					○							○	○			○				◎
75	1-(5)-ア-3 障害福祉サービスと地域生活支援事業の整備					○							○					○				○				◎
76	1-(5)-ア-4 障害児施設等の整備				○	○					○							○				○				◎
77	1-(5)-ア-5 発達支援コーディネーターの養成					○						○						○				○				◎
78	1-(5)-ア-6 教育・保育施設での特別な支援が必要な児童の受け入れ体制の強化					○						○						○				○				◎
79	1-(5)-ア-7 障害児入所施設の確保				○	○					○							○				○				◎
80	1-(5)-ア-8 指導監査による障害児通所支援事業所の質の確保				○							○						○	○			○				◎
イ 医療的ケア児など専門的支援が必要なこども等に対する連携体制の強化																										
81	1-(5)-イ-1 医療的ケア児等支援協議会の開催				○	○					○							○				○				◎
82	1-(5)-イ-2 医療的ケア児等コーディネーターの配置				○	○					○	○						○				○				◎
83	1-(5)-イ-3 医療的ケア児の受け入れ体制の強化				○	○						○						○				○				◎
84	1-(5)-イ-4 医療的ケア児に対する在宅レスパイトケア事業等の実施				○	○					○							○				○				◎
85	1-(5)-イ-5 医療的ケア児等への支援の充実				○	○					○	○						○				○				◎
ウ 特別支援教育の充実																										
86	1-(5)-ウ-1 幼児期における特別支援教育への支援				○	○						○						○				○				◎
87	1-(5)-ウ-2 療育相談センターにおける通園部門(児童発達支援センター)の運営				○	○					○							○				○				◎
88	1-(5)-ウ-3 療育相談センターにおける利用児童の保護者を対象とした就学説明会の実施				○	○					○	○						○				○				◎
89	1-(5)-ウ-4 横須賀市支援教育推進プランの推進				○	○						○						○				○	○			◎
90	1-(5)-ウ-5 学習面・生活面における各種助員の配置				○	○		○				○						○				○	○			◎
91	1-(5)-ウ-6 校内支援体制充実のための研修の実施				○	○						○						○				○	○			◎
92	1-(5)-ウ-7 病虚弱教室(院内学級)の運営				○	○		○			○	○						○				○	○			◎
93	1-(5)-ウ-8 就学相談の実施				○	○					○							○				○				◎
94	1-(5)-ウ-9 通級による指導の充実				○	○						○						○				○				◎

子どもの権利を守る条例・こども未来プラン 相関表		第3条	第4条	第5条	第6条	第8条				第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	令和7年度実施状況
		安心して生きる権利	守り、守られ、育まれる権利	個性が尊重される権利	参加する権利	第2項			第3項	第4項	子どもに関する施策の推進	虐待・体罰の防止	いじめの防止	子どもの参加	障害のある子どもへの支援	多様性の尊重	市民への周知・啓発
*条例を「第2章 子どもの権利」、「第3章 子どもの権利を保護するための責務」、「第4章 施策の推進」の三分野に分け、それぞれの条文が深く関連している施策に○で示した。																	
*第8条第1項(市の責務)については、すべての施策が該当する。																	
中柱6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（p84～93）																	
ア 児童虐待防止対策等の更なる強化																	
95	1-（6）-ア-1 こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催	○	○				○	○		○	○	○					◎
96	1-（6）-ア-2 こども家庭地域対策ネットワーク会議とスクールカウンセラー等との連 携	○	○				○	○			○	○					◎
97	1-（6）-ア-3 母子保健活動による要支援者の早期発見・早期支援	○	○			○				○		○					◎
98	1-（6）-ア-4 要保護児童の早期発見・早期支援のための情報収集と関係機関との連携	○	○			○	○				○	○					◎
99	1-（6）-ア-5 保育所・認定こども園における虐待防止マニュアルに基づいた虐待等の 早期発見・早期連絡の推進	○	○				○				○	○					◎
100	1-（6）-ア-6 指導監査時における虐待防止対策の確認	○	○				○					○					◎
101	1-（6）-ア-7 こども家庭センターの設置	○	○			○	○	○		○	○	○					◎
102	1-（6）-ア-8 育児支援家庭訪問事業の推進	○	○			○						○					◎
103	1-（6）-ア-9 児童育成支援拠点事業の実施	○	○			○			○	○	○	○					◎
104	1-（6）-ア-10 特定妊婦等への支援	○	○			○				○		○					◎
105	1-（6）-ア-11 各健康福祉センター保健師による相談・支援	○	○			○						○					◎
106	1-（6）-ア-12 親子支援心理相談や精神科医によるメンタルヘルス相談の実施	○	○			○						○					◎
107	1-（6）-ア-13 産後ケアの実施	○	○			○					○	○					◎
108	1-（6）-ア-14 心理相談員による妊産婦へのメンタルヘルス相談の実施	○	○			○						○					◎
109	1-（6）-ア-15 妊産婦健康診査の受診促進及びメンタルヘルスチェックの実施	○	○			○					○	○					◎
110	1-（6）-ア-16 こんにちは赤ちゃん訪問の実施	○	○			○					○	○					◎
111	1-（6）-ア-17 一時保護所における支援の拡充	○	○	○	○					○		○		○			◎
112	1-（6）-ア-18 児童虐待防止推進月間における啓発	○	○			○	○	○				○				○	◎
113	1-（6）-ア-19 「子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー」による啓発	○	○			○	○	○				○				○	◎
114	1-（6）-ア-20 意見表明等支援員の派遣	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○			◎
115	1-（6）-ア-21 児童養護施設等における意見表明の支援	○	○	○	○	○	○				○	○		○		○	◎
116	1-（6）-ア-22 「子どもの権利ノート」の配布	○	○	○	○					○	○	○		○			◎
117	1-（6）-ア-23 被措置児童等虐待対応ガイドラインによる対応	○	○			○	○					○					◎
118	1-（6）-ア-24 親子関係の再構築支援の拡充	○	○	○		○						○		○			◎
119	1-（6）-ア-25 親子関係形成支援事業の推進	○	○			○						○					◎
イ 社会的養護を必要とすることも・若者に対する支援																	
120	1-（6）-イ-1 家庭での養育支援の推進	○	○			○						○					◎
121	1-（6）-イ-2 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の促進	○	○							○		○					◎
122	1-（6）-イ-3 里親制度への支援の充実	○	○			○					○	○				○	◎
123	1-（6）-イ-4 児童養護施設等における生活環境の充実	○	○			○	○					○					◎
124	1-（6）-イ-5 児童養護施設における学習支援、施設等退所後の自立に向けた支援	○	○		○	○	○			○		○		○			◎
125	1-（6）-イ-6 5県市合同による施設職員を対象とした研修会の実施	○	○			○	○				○	○					◎
126	1-（6）-イ-7 児童養護施設職員を対象とした研修会の実施	○	○			○	○				○	○					◎
127	1-（6）-イ-8 青少年自立支援関係機関連絡会議の開催	○	○				○	○		○	○	○					◎
128	1-（6）-イ-9 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施	○	○	○	○					○		○					◎
129	1-（6）-イ-10 「地域の架け橋横須賀ステーション」等の活用によるこどもの自立支援	○	○	○	○			○		○	○	○					◎
130	1-（6）-イ-11 社会的養護経験者等の自立支援体制の拡充	○	○	○	○				○	○	○	○		○			◎
131	1-（6）-イ-12 こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催	○	○				○	○		○	○	○					◎
132	1-（6）-イ-13 こども家庭地域対策ネットワーク会議とスクールカウンセラー等との連 携	○	○				○	○			○	○					◎
133	1-（6）-イ-14 母子保健活動による要支援者の早期発見・早期支援	○	○			○				○		○					◎
134	1-（6）-イ-15 要保護児童の早期発見・早期支援のための情報収集と関係機関との連携	○	○			○	○				○	○					◎
135	1-（6）-イ-16 指導監査時における虐待防止対策の確認	○	○				○					○					◎
ウ ヤングケアラーへの支援																	
136	1-（6）-ウ-1 ヤングケアラーの早期発見・介入・支援	○	○			○	○			○	○	○				○	◎
137	1-（6）-ウ-2 こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催	○	○				○	○		○	○	○					◎
中柱7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組（p93～99）																	
ア こども・若者の自殺対策																	
138	1-（7）-ア-1 相談体制の充実及び周知	○	○				○				○	○				○	◎
139	1-（7）-ア-2 こども青少年相談窓口の設置	○	○			○						○	○				◎
140	1-（7）-ア-3 学校における相談体制の整備	○	○				○					○					◎
イ こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備																	
141	1-（7）-イ-1 情報モラルや情報セキュリティに対する意識の向上	○	○	○		○	○									○	◎
142	1-（7）-イ-2 青少年育成活動地域連絡会の活動支援	○		○	○			○			○			○		○	◎
ウ こども・若者の性犯罪・性暴力対策																	
143	1-（7）-ウ-1 犯罪被害者等支援事業の実施	○	○			○					○	○				○	◎
144	-（7）-ウ-2 保育所や放課後児童クラブ等に対するこどものプライバシー保護	○	○	○			○					○					◎
エ 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備																	
145	1-（7）-エ-1 地域における防犯活動の推進	○	○					○			○	○					◎
146	1-（7）-エ-2 通学路の交通安全確保	○	○				○	○			○						◎
147	1-（7）-エ-3 放課後児童クラブの通学路の安全対策	○	○				○	○			○						◎
148	1-（7）-エ-4 青少年育成活動地域連絡会、青少年育成推進員連絡協議会によるパトロ ール等の実施	○	○					○			○	○					◎
149	1-（7）-エ-5 保育所・認定こども園における防犯対策	○	○				○				○	○					◎
150	1-（7）-エ-6 市巡回指導員による巡回指導の実施	○	○					○				○					◎
151	1-（7）-エ-7 児童生徒指導担当者研修講座の実施	○	○				○				○	○					◎
152	1-（7）-エ-8 青少年健全育成協力店の拡充・連携	○	○					○			○	○					◎
153	1-（7）-エ-9 青少年育成推進員連絡協議会による非行防止キャンペーン及び調査	○	○					○			○	○				○	◎
154	1-（7）-エ-10 ユース出前トーク（非行防止講座）の実施	○	○			○	○	○			○	○				○	◎
155	1-（7）-エ-11 青少年育成活動地域連絡会の活動支援	○		○	○			○			○			○		○	◎

子どもの権利を守る条例・こども未来プラン 関連表			第3条	第4条	第5条	第6条	第8条				第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	令和7年度実施状況			
			安心して生きる権利	育まれる権利・守り、守られ・育まれる権利	個性が尊重される権利	参加する権利	保護者への支援（第7条）	学校等への支援（第9条）	地域への支援（第10条）	事業者への支援（第11条）	居場所の確保	貧困等による不利益への配慮	子どもに関する施策の推進	虐待・体罰の防止	いじめの防止	子どもの参加	障害のある子どもへの支援		多様性の尊重	市民への周知・啓発	
＊条例を「第2章 子どもの権利」、「第3章 子どもの権利を保護するための責務」、「第4章 施策の推進」の三分野に分け、それぞれの条文が深く関連している施策に○で示した。																					
＊第8条第1項(市の責務)については、すべての施策が該当する。																					
	156	1-（7）-エ-12 防災教育の推進	○	○				○											○	◎	
	157	1-（7）-エ-13 こどもの防火防災教育の推進	○	○				○					○							○	◎
	158	1-（7）-エ-14 乳児事故防止教室の開催	○	○				○												○	◎
	159	1-（7）-エ-15 こんには赤ちゃん訪問等での配布冊子を活用した事故予防のための意識啓発	○	○				○												○	◎
オ 非行防止と自立支援																					
	160	1-（7）-オ-1 青少年健全育成協力店の拡充・連携	○	○						○				○	○						◎
	161	1-（7）-オ-2 青少年育成推進員連絡協議会による非行防止キャンペーン及び調査	○	○						○				○	○					○	◎
	162	1-（7）-オ-3 コース出前トーク（非行防止講座）の実施	○	○				○	○	○				○	○					○	◎
	163	1-（7）-オ-4 青少年育成活動地域連絡会の活動支援	○		○	○				○				○			○			○	◎
	164	1-（7）-オ-5 青少年の非行防止相談窓口の設置	○	○				○							○						◎
	165	1-（7）-オ-6 社会を明るくする運動の推進	○	○						○				○						○	◎
大柱2 こどものライフステージごとの取り組み(p100)																					
中柱1 こどもの誕生前から幼児期までの取り組み（p100～108）																					
ア 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保																					
	166	2-（1）-ア-1 不妊・不育専門相談センター事業の実施	○	○				○					○		○						◎
	167	2-（1）-ア-2 不妊・不育症治療費助成事業の実施	○	○				○						○							◎
	168	2-（1）-ア-3 妊娠・出産、周産期の相談体制の推進	○	○				○					○		○						◎
	169	2-（1）-ア-4 女性健康支援相談窓口の設置	○	○				○					○		○						◎
	170	2-（1）-ア-5 特定妊婦等への支援	○	○				○					○		○						◎
	171	2-（1）-ア-6 妊娠、出産、子育てに関する学習機会の提供	○	○				○							○						◎
	172	2-（1）-ア-7 集団フッ化物洗口及び歯みがき教室等の実施	○	○				○	○					○							◎
	173	2-（1）-ア-8 妊婦の喫煙と受動喫煙の予防啓発	○	○				○							○						◎
	174	2-（1）-ア-9 広報による受動喫煙防止の普及啓発	○	○				○							○						◎
	175	2-（1）-ア-10 妊婦歯科検診実施による喫煙と受動喫煙防止の普及啓発	○	○				○						○	○						◎
	176	2-（1）-ア-11 幼児期の食育に関する講話の実施		○		○			○	○				○			○				◎
	177	2-（1）-ア-12 教育・保育施設における食品ロス削減の普及啓発		○		○			○								○				◎
	178	2-（1）-ア-13 食育教室の開催	○	○		○		○							○		○				◎
	179	2-（1）-ア-14 幼児期の給食を通じた食育の推進		○		○		○	○					○			○				◎
	180	2-（1）-ア-15 指導監査時による食育計画等取り組み状況の確認		○					○					○							◎
	181	2-（1）-ア-16 妊娠・出産等に関する周産期保健看護連絡会の開催	○	○						○				○	○						◎
	182	2-（1）-ア-17 こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催	○	○					○	○			○	○	○						◎
	183	2-（1）-ア-18 親子支援心理相談や精神科医によるメンタルヘルス相談の実施	○	○				○							○						◎
	184	2-（1）-ア-19 産後ケアの実施	○	○				○						○	○						◎
	185	2-（1）-ア-20 心理相談員による妊産婦へのメンタルヘルス相談の実施	○	○				○							○						◎
	186	2-（1）-ア-21 妊産婦健康診査の受診促進及びメンタルヘルスチェックの実施	○	○				○						○	○						◎
	187	2-（1）-ア-22 こんには赤ちゃん訪問の実施	○	○				○						○	○						◎
	188	2-（1）-ア-23 地域依頼の健康教室の充実		○				○		○				○							◎
	189	2-（1）-ア-24 妊婦歯科検診の実施	○	○				○						○							◎
	190	2-（1）-ア-25 かかりつけ医確保の普及啓発	○	○				○						○							◎
	191	2-（1）-ア-26 予防接種の推進	○	○				○	○					○							◎
	192	2-（1）-ア-27 妊婦支援給付金の支給	○	○				○					○		○						◎
	193	2-（1）-ア-28 伴走型相談支援の充実	○	○				○					○		○						◎
	194	2-（1）-ア-29 乳幼児健康診査等の推進	○	○				○					○	○							◎
イ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実																					
	195	2-（1）-イ-1 待機児童の解消	○	○				○						○							◎
	196	2-（1）-イ-2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	○	○				○					○	○	○						◎
	197	2-（1）-イ-3 病児・病後児保育の充実	○	○				○						○							◎
	198	2-（1）-イ-4 幼児教育・保育の質の向上	○	○					○					○	○						◎
	199	2-（1）-イ-5 幼児教育の推進		○		○			○					○				○			◎
	200	2-（1）-イ-6 巡回支援指導による安全性の確保	○	○					○					○							◎
	201	2-（1）-イ-7 指導監査による運営適正化	○	○					○					○	○						◎
	202	2-（1）-イ-8 横須賀市公立保育園再編実施計画の推進		○					○					○							◎
	203	2-（1）-イ-9 保育所・認定こども園における近隣小学校との連携	○	○					○					○							◎
	204	2-（1）-イ-10 幼保小の架け橋プログラムの実施	○	○					○					○							◎
	205	2-（1）-イ-11 学校給食を通じた就学前児童と小学生の交流	○	○					○					○							◎
	206	2-（1）-イ-12 教育・保育従事者の優先入所支援	○	○				○	○		○			○							◎
中柱2 学童期・思春期の取り組み（p108～116）																					
ア こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育の充実																					
	207	2-（2）-ア-1 学力向上の取り組みの推進		○					○					○							◎
	208	2-（2）-ア-2 道徳教育に関する指導力の向上		○					○					○							◎
	209	2-（2）-ア-3 学校運営協議会の推進		○					○	○	○			○							◎
	210	2-（2）-ア-4 情報活用能力の育成	○	○		○	○		○								○				◎
	211	2-（2）-ア-5 GiGA スクールの推進				○	○		○								○				◎
	212	2-（2）-ア-6 学校教育支援チューターや学校図書館ボランティアを活用した指導の推進					○		○					○			○				◎
	213	2-（2）-ア-7 自然環境に関する教室の開催		○			○										○				◎
	214	2-（2）-ア-8 体力づくりの推進		○			○		○								○				◎
	215	2-（2）-ア-9 中学校部活動（運動部）の環境整備					○		○								○				◎
	216	2-（2）-ア-10 スポーツ能力測定事業の実施		○			○		○								○				◎
	217	2-（2）-ア-11 かけっこ教室の実施		○			○		○								○				◎

子どもの権利を守る条例・こども未来プラン 相関表			第3条	第4条	第5条	第6条	第8条				第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	令和7年度実施状況
			安心して生きる権利	守り、守られ・育まれる権利	個性が尊重される権利	参加する権利	第2項		第3項	第4項	子どもに関する施策の推進	虐待・体罰の防止	いじめの防止	子どもの参加	障害のある子どもへの支援	多様性の尊重	市民への周知・啓発	
＊条例を「第2章 子どもの権利」、「第3章 子どもの権利を保護するための責務」、「第4章 施策の推進」の三分野に分け、それぞれの条文が深く関連している施策に○で示した。																		
＊第8条第1項(市の責務)については、すべての施策が該当する。																		
	219	2-（2）-ア-13 学校における食育の推進		○								○						◎
	220	2-（2）-ア-14 児童生徒歯科教室の実施		○								○						◎
イ こども・若者の視点に立った居場所づくり																		
	221	2-（2）-イ-1 こどもの居場所づくりの推進		○						○		○						◎
	222	2-（2）-イ-2 放課後児童クラブの充実		○				○			○	○						◎
	223	2-（2）-イ-3 放課後子ども教室の充実		○				○		○		○						◎
	224	2-（2）-イ-4 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携の推進		○				○		○		○						◎
	225	2-（2）-イ-5 放課後児童クラブの公設化の検討		○				○			○	○						◎
	226	2-（2）-イ-6 放課後等デイサービス事業所等への支援		○	○			○			○				○			◎
ウ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実																		
	227	2-（2）-ウ-1 救急医療の充実	○	○				○				○						◎
	228	2-（2）-ウ-2 こども青少年相談の実施	○	○				○				○	○					◎
	229	2-（2）-ウ-3 子育て情報パンフレット配布と女性の健康セミナー等の開催	○	○				○				○	○					◎
	230	2-（2）-ウ-4 18歳未満のこども相談の実施	○	○				○				○	○					◎
	231	2-（2）-ウ-5 子育てガイドの作成、配布	○	○				○				○	○					◎
	232	2-（2）-ウ-6 学校教育に関わる相談の実施	○	○		○		○					○	○	○			◎
	233	2-（2）-ウ-7 親子支援心理相談や精神科医によるメンタルヘルス相談の実施	○	○				○					○					◎
	234	2-（2）-ウ-8 女性健康教育と思春期相談による命の大切さと健康知識の啓発	○	○		○		○					○		○			◎
	235	2-（2）-ウ-9 エイズ・性感染症の検査周知と予防啓発活動	○	○		○					○		○		○		○	◎
	236	2-（2）-ウ-10 喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する健康教育の推進		○					○			○						◎
	237	2-（2）-ウ-11 ケータイ・スマホの使い方に関する理解啓発	○	○				○	○			○		○				◎
	238	2-（2）-ウ-12 健康教育の推進		○		○			○						○			◎
	239	2-（2）-ウ-13 ヒロリ菌対策事業の実施	○	○				○				○						◎
エ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育																		
	240	2-（2）-エ-1 キャリア教育の推進			○	○			○	○		○			○			◎
オ いじめ防止																		
	241	2-（2）-オ-1 こども家庭地域対策ネットワーク会議とスクールカウンセラー等との連携	○	○					○	○		○	○					◎
	242	2-（2）-オ-2 いじめの重大事態に関する対応	○					○	○					○				◎
カ 不登校のこどもへの支援																		
	243	2-（2）-カ-1 校内外の教育支援センターでの不登校児童生徒への支援の充実	○	○		○		○					○	○	○			◎
	244	2-（2）-カ-2 不登校児童生徒への支援の充実	○	○		○		○				○	○	○	○			◎
	245	2-（2）-カ-3 こども家庭地域対策ネットワーク会議とスクールカウンセラー等との連携	○	○					○	○		○	○					◎
	246	2-（2）-カ-4 生活保護世帯への学習支援	○	○				○			○	○	○					◎
中柱3 青年期の取り組み（p117～118）																		
ア 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組																		
	247	2-（3）-ア-1 若者の就労促進			○	○			○	○		○			○			◎
イ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援																		
	248	2-（3）-イ-1 結婚新生活支援事業の実施	○	○							○	○						◎
大柱3 子育て当事者に対する取り組み（p119）																		
中柱1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減（p119～120）																		
ア 教育・保育等に関する経済的負担の軽減																		
	249	3-（1）-ア-1 教育・保育施設における実費徴収の補足給付	○	○				○				○						◎
	250	3-（1）-ア-2 教育・保育施設、認可外保育施設等に関する保育料の負担軽減	○	○				○				○						◎
	251	3-（1）-ア-3 放課後児童クラブに関する利用料の負担軽減	○	○				○			○	○						◎
	252	3-（1）-ア-4 就学援助費、奨学支援金の支給	○	○				○			○	○						◎
イ 医療費等の負担軽減																		
	253	3-（1）-イ-1 小児医療費の助成	○	○				○				○						◎
中柱2 地域子育て支援、家庭教育支援（p120～127）																		
ア オンラインも活用した相談、プッシュ型の情報提供																		
	254	3-（2）-ア-1 こんにちは赤ちゃん訪問の実施	○	○				○				○	○					◎
	255	3-（2）-ア-2 養育費等オンライン相談の実施	○	○				○			○							◎
イ 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターの充実																		
	256	3-（2）-イ-1 ファミリー・サポート・センターの推進	○	○				○		○		○						◎
	257	3-（2）-イ-2 一時預かり事業の拡充	○	○				○				○						◎
	258	3-（2）-イ-3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	○	○				○			○	○						◎
ウ 保護者に寄り添う家庭教育支援																		
	259	3-（2）-ウ-1 ショートステイ事業の推進	○	○				○				○	○					◎
	260	3-（2）-ウ-2 育児支援家庭訪問事業の推進	○	○				○					○					◎
	261	3-（2）-ウ-3 地域依頼の健康教室の充実		○				○		○		○						◎
	262	3-（2）-ウ-4 出張愛らんど「わいわい広場」の開催	○	○				○			○		○					◎
	263	3-（2）-ウ-5 こども読書活動の推進（市立学校以外）		○		○		○	○	○					○			◎
	264	3-（2）-ウ-6 こどもの年齢や状況にあった子育てについての情報提供や相談の実施		○				○					○			○		◎
	265	3-（2）-ウ-7 家庭教育の支援		○				○					○					◎
	266	3-（2）-ウ-8 家庭教育講座の実施		○				○	○				○					◎
	267	3-（2）-ウ-9 保育所・認定こども園における保護者への家庭教育への意識啓発	○	○				○				○	○					◎
	268	3-（2）-ウ-10 歯科に関する各教室の開催	○	○				○				○						◎
	269	3-（2）-ウ-11 妊娠・出産等に関する周産期保健看護連絡会の開催	○	○						○		○	○					◎
	270	3-（2）-ウ-12 こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催	○	○					○	○		○	○					◎

子どもの権利を守る条例・こども未来プラン 相関表

* 条例を「第2章 子どもの権利」、「第3章 子どもの権利を保護するための責務」、「第4章 施策の推進」の三分野に分け、それぞれの条文が深く関連している施策に○で示した。

＊第8条第1項(市の責務)については、すべての施策が該当する。

[illegible]